

「とちぎの星」需要対応プロモーション支援事業業務委託仕様書

本仕様書は、一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会（以下「甲」という。）が発注する「とちぎの星」需要対応プロモーション支援事業業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的及び背景

(1) 目的

高温に強く食味に優れた「とちぎの星」の認知度向上を図り、消費者及び実需者の需要を喚起することにより、販売量及び販売単価の向上につなげ、生産拡大の促進並びに農業者の収益力向上を図ることを目的とする。

(2) 背景

近年の温暖化の進行を背景に、高温耐性を有する「とちぎの星」は、今後さらなる作付拡大が求められる品種である。一方で、「とちぎの星」は食味に優れるにもかかわらず、栃木県調査（R7 年度）では首都圏における認知度が約 20%にとどまるなど、需要拡大に向けた課題を有している。

このため、「とちぎの星」の食味の良さや特長を消費者及び実需者に積極的に発信し、認知度の向上を図ることで需要を喚起し、販売量及び販売単価の向上につなげることにより、生産拡大の促進並びに農業者の収益力向上を図る必要がある。

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 0 日（水）まで

3 業務の内容

(1) 消費者向けプロモーションの実施

「とちぎの星」の魅力を発信するため、対象者に応じた、「とちぎの星」の食味の良さや特長を活かした効果的なプロモーションを提案し、実施すること。実施に当たっては、本事業の実施に必要な企画・調整・運営等の一連の業務を行うこと。なお、参加者に対してアンケート調査を実施し、プロモーションの効果を把握すること。

①対象：消費者（園児、児童及び保護者、スポーツに関わる者）

②時期：契約後、甲と協議の上決定すること

③場所：栃木県内を基本とし、必要に応じて県外での実施も可とすること

(2) 実需者向けプロモーションの実施

「とちぎの星」の業務用需要拡大を図るため、実需者の関心やニーズに応じた「とちぎの星」の食味の良さや特長を活かした効果的なプロモーションを提案し、実施すること。実施に当たっては、本事業の実施に必要な企画・調整・運営等の一連の業務を

行うこと。なお、参加実需者に対してアンケート調査を実施し、継続使用に向けたフォローアップを行うとともに、「とちぎの星」の実需者の関心やニーズに応じた取組を行い、新たな取引先の開拓につながるよう努めること。

①対象：飲食店、中食・給食事業者、流通関係者等

②時期：契約後、甲と協議の上決定すること

③場所：栃木県内を基本とし、必要に応じて関係地域での実施も可とすること

(3) 広報・PR活動の実施

本業務の実施に当たっては、「とちぎの星」の魅力、特性及び本事業の取組内容が広く伝わるよう、認知度向上及び消費拡大・利用促進につながる効果的な広報・PR活動を実施すること。

①対象：消費者、実需者その他本事業の効果的な訴求に必要な対象

②時期：契約後、甲と協議の上決定すること

③場所：栃木県内を基本とし、必要に応じて県外での実施も可とすること

4 留意事項

(1) 農産物等の調達

農産物等を調達する際には、関係団体と十分調整の上、連携を図ること。また、県産農産物のブランド価値を損なうことのないよう、品質等について十分留意すること。

(2) 県産農産物統一ロゴマークの活用

事業の実施に当たっては、県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」を活用し、広告物や店舗資材等に掲載すること。

(3) 実施体制に関する補足

本業務の実施に当たっては、県内外での実施体制を確保するため、甲と協議の上、必要に応じて本業務の一部を担う協力事業者等と役割分担を行い、連携して実施することができるものとする。

(4) 実施時期の調整

各プロモーション等、広報・PR活動等の実施時期は、事業の内容及び準備状況等を踏まえ、甲と協議の上、別時期に実施することができる。

(5) その他

①本事業の実施に当たっては、関係する県の事業と連携を図ること。

②定期的に関係機関と情報交換を行い、県内外における情勢や関係者との関係構築に努めること。

- ③関係法令を遵守するとともに、必要に応じて所管する関係機関等と連携すること。
- ④「栃木県環境配慮指針」に基づき、環境負荷等の軽減を図ること。
- ⑤事業の効果測定（広告換算金額の算定等）を行うこと。

5 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、具体的な業務内容について甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成し、甲に提出すること。
- (2) 乙は、イベント開催期間中の実施状況を記録（写真撮影等）し、電子ファイルを保存したメディア（DVD 等）を甲に提出すること。
- (3) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイル一式を保存したメディア（DVD 等）を甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (4) 甲は、必要がある場合、受託者に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

6 権利の帰属

委託業務の成果に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。

ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては協議の上、定めるものとする。

7 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。
- (2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲乙協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (4) 乙は、天災その他の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。